

## 就労継続支援（A型）

※ この要件は平成25年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

### 算定要件

基準	解釈通知
<p><b>2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</b> 41 単位</p> <p>注 視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援 A 型の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の (6) の ⑤ を準用する。</p> <p>2 の (6) の ⑤</p> <p>⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い (一) 報酬告示第 6 の 4 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が 3 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者 1 人で 2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の 100 分の 30 が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。</p> <p>また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加算が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていなければならないこと。</p> <p>(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害</p>

<p><b>3 就労移行支援体制加算</b> 26 単位</p> <p>注 指定就労継続支援 A 型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援 A 型事業所等における指定就労継続支援 A 型等を受けた後就労し、6 月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援 A 型事業所等の指定就労継続支援 A 型等に係る利用定員の 100 分の 5 を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱い (一) 報酬告示第 14 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援 A 型を経て企業等に雇用されてから 6 月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。 (二) 注中「6 月を超える期間継続して就労している者」とは、就労継続支援 A 型を受けた後、就労した企業等に連続して 6 月以上雇用されている者であること。 (三) この加算の算定対象となる利用定員は、(一) の利用者の数と同様、就労継続支援 A 型のあった日の属する年度の前年度における数であること。</p>
<p><b>7 食事提供体制加算</b> 42 単位</p> <p>注 低所得者等であって就労継続支援 A 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援 A 型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 A 型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援 A 型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑩を準用する。</p> <p>2 の (6) の⑩</p> <p>⑩ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第 6 の 10 の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。 この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。 なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p>
<p><b>8 福祉専門職員配置等加算</b></p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10 単位 □ 福祉専門職員配置等加算(II) 6 単位</p> <p>注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項第 1 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注 2 において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者</p>	<p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④を準用する。</p> <p>2 の (5) の④</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 5 の 3 の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p>

のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
- (2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

## 12 重度者支援体制加算

### イ 重度者支援体制加算(I)

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 56単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 50単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 47単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 46単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 45単位 |

### ロ 重度者支援体制加算(II)

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 28単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 25単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 24単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 23単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 22単位 |

### ハ 重度者支援体制加算(III)

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 14単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 13単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 12単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 12単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 11単位 |

注1 イについては、指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金 1 級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を

### (一) 福祉専門職員配置等加算(I)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)において同じ。)

### (二) 福祉専門職員配置等加算(II)

次のいずれかに該当する場合であること。

- ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
- イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

## ⑫ 重度者支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。

(二) 同ロの重度者支援体制加算(II)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。

(三) 同ハの重度者支援体制加算(III)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の5以上100分の25未満である改正前の障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所である場合、平成27年3月31日までの間に限り、算定する。

加算する。

注 3 ハについては、法附則第 21 条に規定する特定旧法指定施設(以下「特定旧法指定施設」という。)から移行した指定就労継続支援 A 型事業所等が指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の 100 分の 5 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成 27 年 3 月 31 日までの間、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

注 4 イからハまでのいずれかの加算を算定している場合には、イからハまでのその他の加算は算定しない。

### 13 送迎加算

27 単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この 13 において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める送迎

#### 12 厚生労働大臣が定める送迎

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。))が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。
- (2) 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上(ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあつては、一回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上)の利用者が利用し、かつ、週三回以上の送迎を実施している場合であること。

### 15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等(国、のぞみの園又は独立行

#### ⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第 14 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑬の(一)から (四) までを準用する。

2 の (6) の

⑬の(一)から (四) まで

#### ⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第 6 の 12 の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (二) 原則として、当該月において、1 回の送迎につき、平均 10 人以上(ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上)の利用者が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合であることとするが、「平成 22 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について(平成 23 年 1 月 7 日障発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の別添「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」の「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」の「(3) 通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合についても対象となること。
- (三) 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。
- (四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

#### ⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

報酬告示第 14 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の⑮を準用する。

政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 14 までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※別に厚生労働大臣が定める基準

三十七 介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第二号

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の

2の(1)の⑱

⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

## 16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める基準

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第三号

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

□ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

報酬告示第14の15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑮を準用する。

2の(1)の⑮

⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式列の提示について」(平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

<p>に届け出ていること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	
---	--